平成２６年（フ）第３３１１号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番53号
債務者　福田　政喜
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６０号
横浜市鶴見区平安町１丁目38番地１　レジデンス五月女407号室
債務者　梅岡　孝志
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４０号
横浜市金沢区並木１丁目３番１―402号
債務者　杉本　貴志
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４１号
横浜市金沢区並木１丁目３番１―402号
債務者　杉本　温子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５８号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目４番12号　マイコーポ東寺尾201
債務者　高橋　了児
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０５号
北海道旭川市春光５条９丁目13番15号　ロベリア102号
債務者　北野　尚志
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０６号
北海道旭川市春光５条９丁目13番15号　ロベリア102号
債務者　北野　祐香（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１６号
北海道深川市緑町６番27―306号
債務者　上野　正一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１７号
北海道深川市緑町６番27―306号
債務者　上野久美子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２８号
北海道旭川市豊岡１条８丁目４番７号
債務者　小原みどり
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３８号
北海道旭川市忠和３条１丁目８番８号　北都ハイツ201号室
債務者　岩瀬記美代
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５０号
北海道旭川市豊岡３条４丁目５番８号
債務者　近　静津子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６３号
横浜市港南区日野２丁目64番14号　向山コートＢ２号室
債務者　大山　光子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始決定の取消決定確定

平成２６年（フ）第２１１号
熊本市南区南高江１丁目15番７号　コーポ101Ｂ103号室、開始決定時の住所熊本市南区薄場１丁目８番53号
破産者　中村　憲仁
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成26年８月22日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第３２６４号
大阪府八尾市北木の本３丁目10番４
破産者　エーステック株式会社
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部